

平成30年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成30年12月14日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	小池武敏
水道課長	中村政文	下水道課長	片渕徹
農業振興課長	堤正久	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	笠原政浩	建設課長	喜多忠則
会計管理者	西山里美	学校教育課長	吉岡正博
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	久原雅紀
白石創生推進専門監	坂本博樹	保険専門監	小川善秋
健康づくり専門監	武富健	農村整備専門監	稲富道広

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小 柳 八 束
議事係長	中 原 賢 一
議事係書記	緒 方 千鶴子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

11番	草 場 祥 則	12番	井 崎 好 信
-----	---------	-----	---------

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案上程（提案理由の説明）

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

ただいまから平成30年第4回白石町議会12月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査の報告書を配付いたしておりますので、御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、草場祥則議員、井崎好信議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る11月30日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しております会期日程（案）のとおり本日から12月21日までの8日間にしたいと思います。これに異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日から12月21日までの8日間に決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されております。これは皆様に配付しております一覧表のとおりです。条例3件、人事案件2件、補正予算4件、以上9件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

議員の皆様、おはようございます。

本日、平成30年第4回白石町議会定例会の開催に当たりまして、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、条例案件が3件ございます。議案第50号「白石町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」は、下水道事業の経営管理の向上のため、地方公営企業法の適用等に関する条例を制定することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

議案第51号「白石町学校統合再編審議会条例の制定について」は、町内小・中学校児童・生徒のよりよい学習環境を整えるために審議会を設置することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

議案第52号「白石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例について」は、白石町育成資金貸し付けの円滑な運営のため、同条例の一部を改正することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、人事案件が2件ございます。

議案第53号「教育委員会教育長の任命について」は、平成31年2月16日で任期満了となります北村喜久次教育長を引き続き教育委員会教育長として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

議案第54号「教育委員会委員の任命について」は、平成31年2月16日で任期満了となります稲佐英明委員を引き続き教育委員会委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

最後に、予算案件が4件ございます。

議案第55号「平成30年度白石町一般会計補正予算(第3号)」、議案第56号「平成30年度白石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、議案第57号「平成30年度白石町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)」、議案第58号「平成30年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第2号)」、以上につきましては各会計予算の所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。

人事案件を除く提案議案の詳細につきましては担当課長から説明をさせます。それ

ぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

次に、議案第50号から議案第58号までの内容説明を求めます。

○片渕 徹下水道課長

おはようございます。

下水道所管の3議案について御説明いたします。

まず初めに、議案第50号「白石町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」説明いたします。

提案理由といたしまして、下水道事業に地方公営企業法を適用させるため、地方公営企業法第4条の規定に基づき、条例を制定する必要があるためでございます。

1 ページをお開きください。

条文に沿って説明をいたします。

第1条は、下水道事業の設置を定めており、地方公営企業法第4条に基づき、下水道事業の設置について規定するとともに、法適用する下水道事業を特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業としております。

第2条は、法の財務規定等の適用を定めており、地方公営企業法の適用範囲について全部適用するか一部適用するかを規定するものであり、本町では財務規定のみの一部適用としております。

第3条は、経営の基本ということで下水道事業の経営の基本方針を規定しております。

第4条では、利益の処分の方法及び積立金の取り崩しを定めており、利益の処分方法とあわせて積立金の取り崩しについてを規定しております。

第5条は、重要な資産の取得及び処分について定めており、重要な資産の基準については地方公営企業法施行令第26条3の3により、土地につき市町村にあつては、1件5,000平方メートル以上、不動産もしくは動産の借り入れもしくは譲渡の予定価格は、町村700万円とされております。

第6条の議会の同意を要する賠償責任の免除では、地方公営企業法第34条の規定により賠償責任の免除を規定するものであります。賠償金額は町長の専決処分事項で、町の義務に属する和解及び損害賠償額を参考としております。

第7条は、会計事務の処理について収入支払い事務等の権限を会計管理者に全部委任することとしております。

第8条の議会の議決を要する負担つき寄附の受領等については、議会の議決を要する負担つき寄附等の金額、損害賠償を定めるものであります。負担つき寄附は何と申われますが、下水道区域外からの接続や農業集落排水区域の新規加入等による贈与はあり得ると思われまますので、その分の額として1件300万円以上とし、損害賠償の額の決定を町の専決処分事項同様の100万円としております。

第9条は、業務状況説明書類の作成について、地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、年2回以上の業務状況の公表のための書類作成事項を規定しております。

最後に、附則第1項において施行期日を平成31年4月1日とし、附則第2項では白石町農業集落排水処理施設維持管理基金条例及び白石町特定環境保全公共下水道処理施設維持管理基金条例を廃止するものであります。

また、附則第3項においては白石町特別会計条例の一部改正で、4ページ以降の新旧対照表をごらんください。

白石町特別会計条例の第1条中、第2号と第3号を削り、第4号を第2号とするものであります。

附則第4項につきましても、白石町減債基金条例の一部改正で、新旧対照表の最後のページをごらんください。

白石町減債基金条例中、第6条第5号を削るものでございます。

4ページに戻っていただきまして、最後に経過措置を附則の第5項と第6項に定めております。

以上、条例案についての説明は終わります。

続きまして、議案第57号「平成30年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）」について説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算から歳入歳出それぞれ5,114万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,876万1,000円とするものであります。

減額補正の理由につきましては、農業集落排水事業牛屋西分地区の機器等の更新や点検整備を行う機能強化事業におきまして、昨年同様、本年度においても国庫補助事業費が当初予算計上時の要求額を下回って割り当てられたことに伴いまして、減額補正を行うものであります。

7ページをお願いします。

歳入の補正につきましては、3款の国庫支出金、農山漁村地域整備交付金2,490万5,000円の減額及び8款の町債、農業集落排水事業債2,490万円の減額は、牛屋西分地区の機能強化事業費の減額に伴うものでございます。

真ん中の欄の5款繰入金、一般会計繰入金については、総務管理費繰入金として134万3,000円の減額補正をしております。農業集落排水事業消費税納付金の確定によりまして減額をしておるところでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出の補正につきましては、1款総務費、総務管理費の27節公課費の消費税納付金の確定によりまして、134万3,000円を減額補正しております。

あと、3款施設整備費、農業集落排水事業費、13節委託料の機能強化事業設計委託料の95万円を減額、それと15節の工事請負費の機能強化事業工事費の4,885万5,000円の減額につきましては、先ほども申しましたが、牛屋西分地区の機能強化事業費に係る国の予算配分が要求額より下回ったため、減額補正をするものでございます。

議案第57号については以上でございます。

続きまして、議案第58号「平成30年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正でございますが、既決の予算に歳入歳出それぞれ6,186万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,552万4,000円とするものがあります。

今回の減額補正の主な理由につきましては、国の地方創生汚水処理施設整備推進交付金の額の確定に伴う減額でございます。

予算書の7ページをお願いします。

歳入につきましては、3款の国庫支出金、土木費国庫補助金の地方創生汚水処理施設整備推進交付金3,210万円の減額、8款の町債、特定環境保全公共下水道事業債の3,290万円の減額は、国の地方創生汚水処理施設整備推進交付金の額の確定に伴う減額でございます。

真ん中の欄の7款諸収入、雑入、消費税還付金の313万7,000円は、消費税還付金の額の確定によるものでございます。

予算書の8ページをお願いします。

歳出につきましては、1款総務費、総務管理費313万7,000円は、消費税還付金の額の確定に伴いまして特定環境保全公共下水道処理施設維持管理基金に積み立てするものでございます。

3款公共下水道費、公共下水道施設整備費の13節委託料、測量設計委託料の3,000万円の減額と15節工事請負費、特定環境保全公共下水道整備工事費の3,500万円の減額につきましては、国の地方創生汚水処理施設整備推進交付金の交付額の確定による減額でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉岡正博学校教育課長

学校教育課所管の2件について説明をいたします。

まず、議案第51号「白石町学校統合再編審議会条例の制定について」です。

条例案をごらんください。

審議会の設置は、第1条にありますように、児童・生徒数の減少に伴い、白石町立学校の小規模化が進行する中で、児童・生徒のよりよい学習環境を整えるため、白石町学校統合再編審議会を設置するものです。

審議会の所掌事務は、第2条で教育委員会の諮問に応じ、学校統合再編に関する基本的な考え方と具体的な方策について調査、審議し、意見を答申するものです。

審議会の組織は、第3条第1項で委員23人以内としていまして、第2項で学校運営協議会が推薦する者、一般公募者、町議会議員、小・中学校長、教育委員会が必要と認める者としております。

委員の任期は、第4条で、審議が終了し、意見を答申するまでの日としております。

第5条以下は審議の一般的な運営を定めております。

そして、施行期日は、附則の第1項で平成31年4月1日からとしております。これは、審議会の設置、審議の開始を平成31年度当初から着手したいと考えまして、その前、今年度内に学校長を除く委員の推薦や一般公募の募集を行わせていただきたいと

の考えから、この12月の定例会で条例の制定をお願いするものです。

附則の第2項で、白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に学校統合再編審議会委員報酬日額6,000円ほかを加える改正をあわせて行うこととしております。

この件は、次の新旧対照表の7ページ、左側改正案の中ほど下線部分が加えた部分となっております。

次に、議案第52号「白石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例について」説明をします。

新旧対照表をごらんください。右側が現行で左側が改正案です。

改正の主な目的は、育英資金の貸付対象に専修学校の専門課程、つまり専門学校を加えるものです。

第2条の育英学生は、大学に短期大学と大学院を含むことを明記し、専修学校の専門課程を加えます。

また、第2号の現行「心身が健全で」を「態度、行動に良識があり」に改めます。

第3条第2号の貸付額18万円の部分に専修学校の専門課程の略称である専修学校の学生を加える改正です。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○井崎直樹企画財政課長

おはようございます。

議案第55号「平成30年度白石町一般会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

補正予算の1ページをお願いいたします。

既決の歳入歳出予算総額に2,237万3,000円を追加し、補正後の予算を146億3,371万3,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

5ページ、第2表繰越明許費補正です。総務費、総務管理費の道の駅施設整備事業9,500万円ですが、工事費に係る分でございます。建物が完成した後、周辺の外構工事や喫煙場所、防災トイレの施設、駐車場の舗装と周辺の外構工事、案内看板の設置などの仕上げの工事を行う費用を繰越明許するものでございます。

次の農林水産業費、農業費の農業基盤整備促進事業補正予算分でございますが、この事業につきましては別冊にあります主要事業説明書の5ページに載せております。この別紙主要事業説明書に記載してる分につきましては、議会終了後の勉強会で担当課長が説明いたしますので、説明を省略させていただきます。

6ページをお願いします。

第3表地方債補正ですが、今回の補正では国の事業費確定等により増減した事業に係る記載を変更するものでございます。過疎債において限度額620万円減の2億7,380万円、合併特例債において限度額1,200万円増の9億6,700万円でございます。

12ページをお願いいたします。

12ページ、歳入の部分でございます。

今回補正の大きな財源は20款諸収入で、3,785万9,000円の補正を行っておりますが、これは過年度の補助金の不足分を精算金として現年度の収入として雑入に計上したものでございます。

次に、歳出でございます。

14ページをお願いいたします。

議会費を初め、各款の人件費で時間外手当の補正をお願いしております。これは、9月末から10月初旬に接近が予想された台風24号及び台風25号のため、自主避難所設置等を行いました。これら災害対策に係る時間外を今回補正させていただいております。

なお、例年であれば12月補正で人事院勧告分の人件費を補正するものでありますが、今年度は国において人事院勧告の実施が閣議決定はされており、また県人事委員会も実施を決定されておりますが、県が11月議会にこの人事院勧告分の議決が行われておりません。知事選の影響で早目に県議会が終わったためと思われれます。このため、県は人事院勧告実施分を2月の県議会で可決の見込みであるため、本町も県が2月議会で決定された後、3月の議会で条例改正と補正予算を計上することとしておりまして、12月での条例改正及び補正予算を見送っております。

15ページをお願いいたします。

5目財産管理費の25積立金1,456万1,000円ですが、今回の補正予算では人件費の補正を見送った関係で歳入の金額が歳出より多くなりましたので、公共施設整備基金に積み立てることとしております。これにより平成30年度末の公共施設整備基金は12億4,905万4,000円を見込んでおります。

13目諸費で時間外手当54万円と特別旅費41万円の合計95万円を補正しております。これは、広島県三原市と7月豪雨災害に係る復旧、復興業務に従事する協定を結び、10月1日から12月31日までの3箇月間、町の職員1名を派遣しております。その経費を補正させていただいております。

26ページをお願いいたします。

26ページ、2目の公民館費、18備品購入費でございます。これは、有明公民館の調理場にありますがガスコンロを更新するものでございます。既に1台のガスコンロは一般社団法人佐賀県LPガス協会杵藤支部から9月19日に寄贈していただきました。1台を有明公民館に配置しており、今回の更新は5台ありますガスコンロのうち、ガスコンロ4台を更新し、コンロ設置台5台を更新するものでございます。

以上、補正予算についての説明は終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○門田和昭住民課長

おはようございます。

それでは、住民課関連の議案について御説明いたします。

議案第56号「平成30年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,381万1,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ34億7,071万3,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、主な収入といたしましては10款繰入金です。9月議会で保険税調定額が見込み額を下回ったことから、国民健康保険税の減額補正をお願いしたところですが、見込み額を下回ったことに起因する保険税の軽減世帯数が増加したことから、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分として、県4分の3、町4分の1負担の1,252万4,000円、保険者の支援分として、国2分の1、県4分の1、町4分の1負担の101万7,000円がそれぞれ交付されることから、総額1,354万1,000円の増額補正をお願いするものです。

次に、歳出について御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

1款総務費につきましては、国保事業報告システムの改修経費として、1目一般管理費の委託料に27万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、本年度の国保制度改革に伴います国保事業報告システムの改修経費として県から特別調整交付金27万円が交付される分を全額計上しております。

次に、14款予備費です。保険基盤安定繰入金の趣旨からしますと、昨年度までであれば保険給付費等に充当するところですが、今年度の国保制度改革によりまして一旦県が定めました事業費納付金を県に納めますと町負担の医療費等が増減に関係なく県からの交付金で賄われることから、予備費に1,354万1,000円の増額補正をお願いするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。

12月17日月曜日は議案調査のため休会にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、12月17日月曜日は休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会します。

10時06分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年12月14日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 草 場 祥 則

署 名 議 員 井 崎 好 信

事 務 局 長 小 柳 八 束